

行方市総合戦略 実施計画

《目 次》

I 計画の概要

1 実施計画の目的と位置づけ	1
2 計画の名称	1
3 計画の構成	1
4 実施計画の期間	1
5 総合戦略と実施計画の関係	2
6 実施計画の進行管理	3

II 重点事項と実施プログラム

プロジェクト1：働く場の拡大プロジェクト

1 新規農業就業者の確保	5
2 新規ブランドの開拓	8
3 観光資源の活用	11
4 創業支援、起業家の育成	14

プロジェクト2：健康で文化的なまちプロジェクト

5 健康・スポーツをメインにしたまちづくり	17
6 地域の安全・安心のネットワーク体制の整備	19

プロジェクト3：住みやすい地域プロジェクト

7 まちづくりは人づくり	22
8 新たな地域自治の仕組みづくり	24
9 定住者の受け入れ基盤の整備	27
10 地域公共交通網の整備	30

プロジェクト4：みんなで育むプロジェクト

11 切れ目のない子育て相談支援体制の構築	34
12 多様な保育サービスの展開	36
13 特色ある学校づくりと地域コミュニティの活動の場となる学校運営	38

プロジェクト5：情報発信で日本一プロジェクト

14 エリア放送を活用した情報発信	41
15 シティプロモーションによる広報戦略	43

I 計画の概要

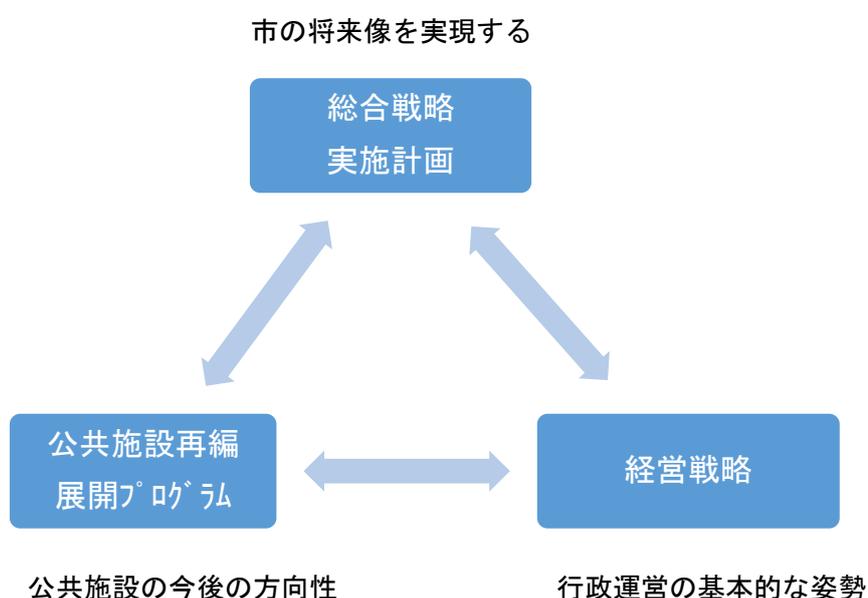
1 実施計画の目的と位置づけ

行方市総合戦略書は、将来像、3つの基本理念、5つの重点プロジェクトから構成され、24の施策を掲げています。厳しい行財政環境が続くなかで、これら施策を推進し、「笑顔で住み続けたいまち、行方」の実現を図るには、限られた行財政資源を重点的に投入していかなければなりません。

そのため、総合戦略書に掲げる施策を再構成し、「選択と集中」の考え方のもと、15の重点事項を設定し、今後の取り組みの方向性と具体的な事業計画を示す実施計画（本計画）を策定します。

本計画に位置づけられた施策は、本市が予算編成を行う上で優先的に取り組む課題とします。

本計画は、同時に策定する、本市の公共施設の今後の方向性を示す「公共施設再編展開プログラム」と、本市の行政運営の基本的な姿勢を示す「行方市経営戦略」と三位一体で運用していきます。



2 計画の名称

行方市総合戦略 実施計画

3 計画の構成

本計画は、重点事項ごとに、「現状と課題」と「基本方針」を説明し、重点的に取り組む「施策の方向性」と、具体的なスケジュールを示したものです。また、計画期間中に取り組む事業の内容を示す「事業計画書」を、別途必要に応じて作成します。

4 実施計画の期間

平成29年度を初年度とする5か年計画とします。3年経過時点で中間評価を行ない、評価結果を踏まえて、最終年次を初年度とする次期プランを策定します。

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
総合戦略書の計画期間（2015年度～2025年度）											次期総合戦略		
総合戦略・地方創生 交付金事業の実施	第1次実施計画					中間評価		第2次実施計画					
	中間評価					第2次実施計画							
公共施設等総合管理計画の計画期間（2016年度～2025年度）													
公共施設再編に向けた 展開プログラム	第1次公共施設再編に向けた展開プログラム					中間評価		第2次公共施設再編に向けた展開プログラム					次期公共施設再編に 向けた展開プログラム
	中間評価					第2次公共施設再編に向けた展開プログラム							
経営戦略	第1次経営戦略					中間評価		第2次経営戦略				次期経営戦略	
	中間評価					第2次経営戦略							

5 総合戦略と実施計画の関係

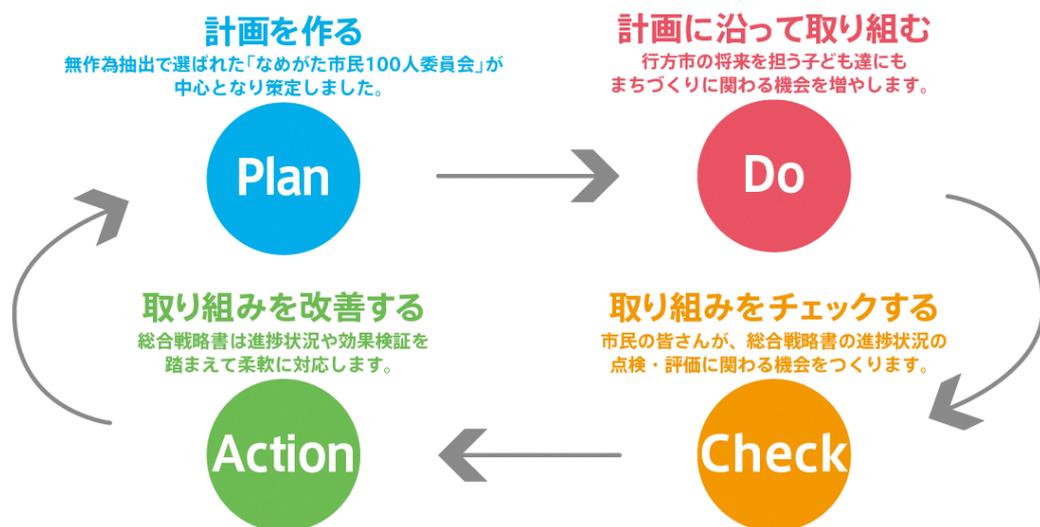
総合戦略書に掲げる24の施策を「選択と集中」の考え方のもと、15の重点事項に再構築しました。

総合戦略に掲げる施策（24施策）		実施計画に掲げる重点事項（15の重点事項）				
1	働く場の拡大プロジェクト	実施計画担当課				
(1)	就農希望者への支援	}	➡	1	新規農業就業者の確保	【農林水産課】
(2)	耕作放棄地の解消					
(3)	なめがたブランドの構築	}	➡	2	新規ブランドの開拓	【農林水産課】
(4)	観光資源の活用					
(5)	観光資源の再発見	}	➡	3	観光資源の活用	【商工観光課】
(6)	広域交通ネットワークを活用した地場産業の活性化					
(6)	広域交通ネットワークを活用した地場産業の活性化	}	➡	4	創業支援、起業家の育成	【商工観光課】
2	健康で文化的なまちプロジェクト					
(1)	健康への関心・行動を高める	}	➡	5	健康・スポーツをメインにしたまちづくり	【健康増進課】
(2)	介護予防事業の充実、高齢者の生きがいづくり					
(3)	地域で高齢者の見守りを行う仕組みづくり	}	➡	6	地域の安全・安心のネットワーク体制の整備	【介護福祉課】
(4)	誰にでもやさしい地域づくり					
(5)	救急医療・地域医療体制の充実	}	➡	6	水郷医師会と協議を進める	【健康増進課】 実施計画なし
(6)	なめがた地域総合病院周辺の拠点化					
3	住みやすい地域プロジェクト					
(1)	新しい地域コミュニティの構築	}	➡	7	まちづくりは人づくり	【生涯学習課】 【企画政策課】
				8	新しい地域経営の仕組みづくり	【企画政策課】
(2)	地域の特色を活かした定住支援	}	➡	9	定住者の受け入れ基盤の整備	【企画政策課】
(3)	空き家、空き施設を活用した地域ビジネスの創出					

(4)	市民が主体となる公共施設の運営、活用	➡		公共施設再編展開プログラム及び経営戦略で対応	【財政課】 実施計画なし
(5)	市民ニーズにあった公共交通体制の構築	➡	10	地域公共交通網の整備	【企画政策課】
4	みんなで育むプロジェクト				
(1)	切れ目のない育児相談体制の充実	➡	11	切れ目のない子育て相談支援体制の構築	【健康増進課】
(2)	地域での子育て環境の充実	➡	12	多様な保育サービスの展開	【こども福祉課】 【学校教育課】
(3)	仕事と子育ての両立支援				
(4)	特色をいかした教育環境の充実	➡	13	特色ある学校づくりと地域コミュニティの活動の場となる学校運営	【学校教育課】
(5)	交流人口の増加、希望の出生数を実現できるような支援	➡		4-11、12に含む	
5	情報発信で日本一プロジェクト				
(1)	情報産業の振興	➡	14	エリア放送を活用した情報発信	【情報政策課】
(2)	情報発信の推進				
			15	シティプロモーションによる広報戦略	【情報政策課】

6 実施計画の進行管理

本市の目指す将来像である「笑顔で住み続けたいまち、行方」の実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営を行います。また、効率的かつ効果的な施策や事業を展開するため、PDCA サイクルを確立した新しい行政評価制度を導入し、実施計画に基づく事業計画書により、毎年度、事前・事後に評価・検証を行い、その結果を踏まえながら、施策を推進します。



Ⅱ 重点事項と実施プログラム

プロジェクト1：働く場の拡大プロジェクト

基本目標1：基幹産業である農業を盛り上げる

★目標：農産物販売額の増加、経営耕地面積の増加

【重点事項1】新規農業就業者の確保

- ①施策名：就農希望者に対する支援
- ②施策名：耕作放棄地を活用した農業生産法人・農家への支援
- ③施策名：援農の仕組みづくり

【重点事項2】新規ブランドの開拓

- ①施策名：ブランド戦略に基づく試作品の開発、量産化、販路開拓の展開
- ②施策名：6次産業化・ブランド化に取り組む人材の育成
- ③施策名：6次産業化・ブランド化の拠点の整備

基本目標2：地域に根差した産業を活性化し、「働く場」を確保する

★目標：民間事業所数の増加、完全失業率を下げる

【重点事項3】観光資源の活用

- ①施策名：交流人口拡大に向けた観光プロモーションの展開
- ②施策名：観光戦略づくりと人材育成
- ③施策名：観光協会の体制強化

【重点事項4】創業支援、起業家の育成

- ①施策名：創業支援
- ②施策名：既存事業者の新たなチャレンジへの支援

1 重点事項名：新規農業就業者の確保

主担当課	農林水産課
関係課・団体等	行方市農業委員会、茨城県農業改良普及センター

【現状と課題】

- 温暖な気候である本市では、首都圏近郊型農業の生産地となっており、多種品目の露地野菜・施設野菜などを中心に、いも・米、畜産などが複合的に経営されています。しかし、農家人口（総農家数）は、平成22年に3,731戸ありましたが、平成27年には3,239戸まで減少しています（農林業センサス＝以下同じ）。
- 65歳以上で構成される農家の割合が、平成22年の31.6%から平成27年には35.1%まで上昇し、農業者世帯の高齢化が進んでいます。このことにより、担い手のいない農業者世帯が年々増加しています。
- 市内の農業生産法人は、平成22年度に30あった経営体が、平成27年度には21まで減少しています。
- 市内における経営耕地面積は、平成22年には5,230ha（うち、田耕地面積が2,591ha、畑耕地面積が2,614ha）であったものが、平成27年には4,852ha（うち、田耕地面積が2,428ha、畑耕地面積が2,406ha）と減少しています。担い手や後継者不足により離農が進み、市内の耕作放棄地は、平成22年の829haから平成27年には974haと増え、耕作放棄地の割合が耕地面積の14%を占めるなど、今後も拡大することが懸念されます。
- 耕作放棄地の増加は、病害虫・鳥獣被害の発生、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響のほか、廃棄物の不法投棄、景観の悪化といった地域住民の生活環境面でも課題となっています。
- 本市の農業は、地元のみならず首都圏の食料供給の一部も担っており、自然環境・景観の保全、子ども達の食育、都市部などとの地域間交流など、多面的な役割を担っています。

【基本方針】

- 本市の基幹産業である農業・農地を守るため、農業生産法人及び農家の協力を得て、農業の担い手の確保や育成を図るとともに、耕作放棄地を有効活用して圃場の確保に努め、魅力ある行方農業を構築して安全で快適な農村環境づくりに取り組み、担い手の育成、基盤整備、生産技術の向上、営農体制の強化などの課題解決に挑戦して今まで以上に農業の振興を図っていきます。
- これまで、農地中間管理機構の活用により農地の集約化、青年就農給付金事業、認定農業者育成事業による就農者の確保を進めるなど、農地の有効利用、担い手育成を促進してきましたが、これらの事業効果の検証を行います。また、新たに、耕作放棄地を活用した圃場の確保による生産規模の拡大及び生産性の向上に取り組むとともに、就農希望者への働きかけや就農後のフォローアップによる農業の担い手の育成・確保を図ります。そして、安定した出荷体制と6次産業による農産物のブランド化を進めていきます。
- これらの施策は、行方農業の振興策を示した「農業振興プラン」（仮）に盛り込み、計画的に進めていきます。

【重点事項の概要】

① 就農希望者に対する支援

【施策の方向性】

就農希望者が安心して農業を開始し、将来の地域農業の担い手となることができるように、就農準備から定着まで一貫した支援を行います。

認定農業者等の確保・育成を図り、先進的農業に対応できる担い手の確保に努めます。

就農希望者が安心して農業を開始し、将来の地域の担い手として育成、確保するための就農支援策を講じるとともに、市外や都市部の就農希望者を対象に、県内新農業人フェアへの出展や大学における就活イベントなどを通じて就農希望者へ効果的な情報提供を行います。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
就農支援策の実施、検証	検討	実施	検証		
新規就農者への支援の仕組みづくり	検討	実施			
就農に関する相談・支援窓口の検討、実施	検討	実施			
就農支援に関する給付金等の活用	実施				
イベント等での情報提供	実施				

② 耕作放棄地を活用した農業生産法人・農家への支援

【施策の方向性】

農業委員会や農地中間管理機構などと連携を図りながら、農地の集積集約化により優良農地を維持するとともに、荒廃農地の解消を支援することで農業生産の基盤である農地を維持していきます。農地中間管理機構の制度を活用して、再生可能な圃場の集約化を図り、営農規模を拡大するとともに、新規就農者への農地の貸付や農機具等の提供、住宅・作業場を斡旋する仕組みづくりを進めます。農業生産法人や、外国人研修生などを受け入れている先進農家の協力を得て、新規就農者に、農業技術の取得の機会を提供して、次世代の農業の担い手育成・確保を図っていきます。

また、就農計画の作成や経営相談の窓口を整備するとともに、給付金等の補助事業を活用して独立自営就農への支援を行います。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
中間管理機構制度を活用した圃場の集約化	実施				
地域の経営体など新規就農者の受入れ態勢の整備	検討	実施			

③ 援農の仕組みづくり

【施策の方向性】

本市の農業を守り、育てていくためには市民等の協力が欠かせません。消費者として地場産品を積極的に購入するほか、農業に興味のある人は自ら農地を耕作し、農家の農作業の手伝いを通じて農業を支えていくことも可能です。

一方、農業者は、これまで培ってきた農業技術を生かし、初めて農作業に関わる市民等に、土づくりから肥培、種まき、作付け、追肥、収穫など一連の農作業のノウハウを提供し、農業に対する理解を広めていくことも必要です。

市民農園制度や農業体験制度を整備して、市民等と農業者が協力して農地・農業を守り、農業への理解が深まり、将来は農業の担い手となるような援農の仕組みづくりを進めます。

農業者自ら農業振興のための様々な取り組みを自主的に展開していくことが必要であり、農業塾のような仕組みを設けて、定期的に講座等を開催し、後継者の育成を図ります。

また、都心から 70 km 圏内という日帰り可能な地理的条件を最大限生かし、都市と農村との日常的な交流ができる仕組みを検討します。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
市民等と農業者による援農の仕組みづくり	検討		実施		
市民農園・体験農園の圃場の確保、整備	検討		実施		
市民等・農業者の募集、研修			実施		
都市との交流事業の企画・実施		企画		実施	
農業塾の開設	検討		実施		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
就農希望者数	H29～累計 3人	H29～累計 6人	市内で青年等就農者数が増加
農地中間管理事業での離農予定者の土地ストックの確保	10人 5ha	20人 10ha	大規模農家への土地集約 新規就農者への土地斡旋
市民（体験）農園利用区画数	—	10区画	農業に対する理解が深まり、農業の担い手の確保につながる
都市との交流事業の実施	—	4回	農業に対する理解が深まる

2 重点事項名：新規ブランドの開拓

主担当課	農林水産課 6次産業推進室
関係課・団体等	なめがた食彩マーケット会議、商工観光課

【現状と課題】

- 本市の農業産出額は、平成 18 年度の 235 億円が、平成 27 年度には 262 億円と約 1 割伸び、このうち、顕著に増えているものは「いも類」で、平成 18 年度の 40 億円から平成 27 年度には 67 億円まで増加しています。「いも類」を作付している農業経営体数は、平成 22 年の 648 経営体が、平成 27 年には 564 経営体に減少しています（農林業センサス＝以下同様）。
- その他の生産物については、横ばいか減少傾向にあります。特に、「米」については、平成 18 年度の 28 億円から平成 27 年度には 23 億円まで減少しています。「米」の作付け農業経営体数は、平成 22 年の 2,149 経営体から平成 27 年には 1,796 経営体となっています。
- こうした中、農産物の加工により付加価値を高め、販売機能の強化を図るため、農業系の大学と連携協定を結び事業を展開しています。事業の一つとして、さつまいもを加工した焼酎、サブレやお芋パイなどのお土産品など 5 品目を開発し、6 次産業化に取り組んでいます。
- 本市の特産品である甘藷を加工・販売する「なめがたファーマーズヴィレッジ」を誘致し、地域の特産物の加工・販売の強化を図っています。
- 一方、本市では、60～70 品目の農産物が 1 年を通して生産され、そのうち、「エシャレット、セリ、みず菜、春菊、いちご、さつまいも」の野菜 6 品目が茨城県の銘柄産地として指定され、本市の特産物としてさらなる産地発展に取り組んでいます。このほか、霞ヶ浦・北浦で獲れる水産物など、地域で生み出される特産品がたくさんあります。

【基本方針】

- 地域で生み出される特産品の付加価値を高め、「なめがたブランド」として全国に情報発信し、普及していきます。
- そのため、総合的なブランド戦略を確立し、多くの特産品の中から試作品づくりを進め、付加価値を高めた商品開発を行う仕組みを構築するとともに、量産化の体制を築き、販路開拓に取り組めます。

【重点事項の概要】

① ブランド戦略に基づく試作品の開発、量産化、販路開拓の展開

【施策の方向性】

本市の特産品等のブランド力をアップし、消費拡大、販路拡大、高付加価値による所得向上と雇用拡大につなげることが必要です。

このため、市場調査を実施し、ニーズの把握に努めるとともに、消費者に求められる商品づくりに取り組めます。試作品づくりを通じた商品開発、量産化の体制整備、販路開拓について一体的に推進する「ブランド戦略」を確立するとともに、民間と連携した仕組みづくりを進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
市場調査の実施・ニーズの把握	→ 調査				
民間事業者と連携した試作品づくり 商品開発、量産化、販路開拓（ブランド戦略の確立）		→ 戦略作成	→ 試作品開発 商品開発 量産化 販路開拓		

② 6次産業化・ブランド化に取り組む人材の育成

【施策の方向性】

6次産業化ビジネスセミナーを開講し、6次産業化に取り組む人材を育成し、ビジネスプランの具現化に取り組む人材を支援します。

また、特産品を活用したブランド化のための企画力を高め、あわせてブランド化の認証制度の仕組みづくりを進めていきます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
6次産業化ビジネスセミナーを開講	→ 実施				
ブランド化認証制度の仕組みづくり	→ 検討		→ 運用		

③ 6次産業化・ブランド化の拠点の整備

【施策の方向性】

道の駅たまつくり及び観光物産館こいこい周辺を6次産業化拠点とし、調査研究・試作品づくりの拠点となるよう民間の協力を得て推進していきます。また、地域内OEM施設（加工施設・農業振興公社）を設置して、チャレンジショップでのテスト販売やライブキッチンでの食農発信など、市内外に6次産業化、ブランド化の取組みを含む農業情報を発信する拠点としていきます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
6次産業化の拠点化づくり	→ 検討		→ 運用		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
ビジネスリーダー育成	40人	60人	ビジネス開始数事業体
なめがたブランド認証	5品目	7品目	なめがたブランド向上
市と民間による試作品・商品開発	5商品	7商品	ブランド品目の拡充
6次産業化、ブランド化の拠点の整備	—	運用開始	調査研究・試作品づくり、情報発信の拠点

3 重点事項名：観光資源の活用

主担当課	商工観光課
関係課・団体等	農林水産課（6次産業推進室）、企画政策課、情報政策課、生涯学習課 行方市観光協会、行方市商工会

【現状と課題】

- 本市には、湖岸や里山の美しい景観を背景に、市民の暮らしに育まれた歴史・文化や食の魅力を堪能でき、釣りやウォータースポーツ、ゴルフなどで、県内や首都圏を中心に約40万人の観光客が訪れています。
- シーズン中は霞ヶ浦の風物詩である観光帆引き船が運行されており、重要な観光資源となっています。
- また、麻生藩家老屋敷や大場家住宅など、文化財としても価値があり、西蓮寺や観音寺とともに歴史散策の拠点となっているほか、馬出し祭り、山田祇園、大麻神社祭礼、どぶろく祭りなど、歴史資源も豊富で、遠方より多くの観光客が訪れています。
- そして、茨城空港や成田空港から比較的近い地理的条件を活かし、海外からのインバウンドなど、交流人口の増大が期待されています。
- 「食」に関しては、1年を通して70品目以上の様々な農畜水産物が生産され、固有の食文化が伝承され、市内で採れる野菜と川魚が入っている「行方御膳」を提供されるなど、農地や里山、水辺につながった地場産業と融合させた観光資源が随所に見られます。
- 市内には、宿泊場所が少ないため日帰りの立ち寄り客が多く、また、本市への公共交通の整備が十分でないため、近隣観光施設との回遊性に欠けることから、宿泊場所の確保と、主要拠点からの公共交通網の整備が課題となっています。

【基本方針】

- 行方に着目させる観光資源を市民全体が共有し、県内外に強力にアピールするため、観光資源の一つである帆引き船の運航状況や、霞ヶ浦・北浦で獲れる川魚や、行方で採れる農産物の周知、食べ処の案内など、行方の強みを生かした取り組みを展開していきます。
- 歴史文化を巡る観光ルート、観光客を呼び込むことができる観光ルートを確立し、戦略的に観光資源を巡るツアーを企画して、人を呼び込むことに取り組みます。
- こうした本市の観光資源をPRする情報戦略を立て、県内外に情報発信する観光プロモーションを展開していきます。特に、公共交通が整備されるまでは、車で移動するという本市の特性を生かして、車で観光客が立ち寄る場所での観光情報の提供を行っていきます。
- 経済観光の活性化を図るため、本市に訪れる観光客に売れるものをつくり、食と消費を促すような商品開発を進めていきます。
- 観光産業は、農業、商業、漁業、サービス業などと連携する総合産業であることから、観光産業を市民全員で支えていく体制づくりを進め、人材の確保、観光客に対してのおもてなし、受け皿体制の整備を進めます。あわせて、既に活動している観光ボランティアをコーディネートする人材育成、観光案内のノウハウを持ったコーディネーターの確保に取り組みます。

【重点事項の概要】

① 交流人口拡大に向けた観光プロモーションの展開

【施策の方向性】

本市の知名度やイメージアップを図るため、イベントや歴史的・文化的観光資源の情報、食に関する料理手法や食べ処の情報など、行方を満喫する観光情報を発信することを盛り込んだシティプロモーション戦略を策定し、戦略に基づいて県内外への情報発信を行います。

また、鹿行 DMO 加盟の周辺自治体との連携を強化し、周辺の観光施設と組み合わせた観光ルートを確立して、県内外からのツアー客の誘致を図るなど交流人口の増加を図るとともに、都内において姉妹都市の協定に向けた取り組みと、新たな情報発信拠点づくりに取り組めます。

周辺自治体を実施するイベントを含め、各種イベントを有機的に結合したイベントツアーの企画や、歴史や文化を巡る観光ツアー、行方の食文化を体験する観光ツアーなどを調査・研究し、民間事業者との連携により事業化を進め、県内外からの交流人口の拡大を図ります。

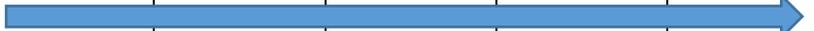
取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
シティプロモーション戦略の策定（政策秘書課）と観光振興の展開	策定		展開		
広域観光ルートの設定と観光ツアーの企画・実施	検討		ツアー事業化		
都内での情報発信拠点整備		実施			
各種ツアーの企画・立案	企画				
民間事業者との協働の仕組みづくりと事業化		検討	事業化		

② 観光戦略づくりと人材育成

【施策の方向性】

本市の自然を生かした体験型観光資源や、歴史的・文化的観光資源を活用するとともに、食や生活文化、湖や田園風景の魅力を掘り起し、さらに、観光施設とも組み合わせ、市内滞在時間を増やす観光戦略づくりを市民とともに取り組めます。

また、行方大使などを通じた情報発信や、観光関係者をはじめ市民全員による「おもてなし」を進める仕組みづくりを進めるとともに、観光ボランティアの確保・人材育成に取り組めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
観光戦略の策定と事業展開					
	庁内	検討	戦略に	基づく事業	展開
「おもてなし」の仕組みづくり					
	検討		実施		
観光ボランティアなど人材の確保					
	実施				

③ 観光協会の体制強化

【施策の方向性】

本市の自然を生かした体験型観光資源や、歴史的・文化的観光資源、「食」の観光資源を活かすとともに、近隣の観光施設との連携を含めた回遊ルートを築くなど、様々な観光施策を推進するため、市内の事業者が参加し、運営する観光協会の体制の強化と自立化を進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
観光協会の体制強化と自主化					
	検討		自立化		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
モニターツアーの開催数と参加人数	5 ツアー	8 ツアー	大手旅行代理店主催ツアーが催行される
人材育成及び観光ボランティア	15 人	20 人	おもてなし・観光案内に統一性をもたせる
自主運営団体	2 団体	3 団体	自主運営団体ができることにより新たなイベントを企画できる
姉妹都市締結	1 都市	2 都市	都内への情報発信地として姉妹都市協定を締結する

4 重点事項名：創業支援、起業家の育成

主担当課	商工観光課
関係課・団体等	企画政策課 行方市商工会・市内金融機関・日本政策金融公庫・茨城県信用保証協会等

【現状と課題】

- わが国の開業率は欧米の半分程度（4.9%）で、特に地域における開業率は低迷しています。また、中小企業数も減少している状況です。
- 経済センサスによると、本市の事業所数は平成21年の1,802事業所あったものが、26年には1,686事業所と、約120事業所減少しています。新規開業が20事業所程度にとどまっているものの、廃業が100事業所程度、休業が20事業所程度となっており、商店や飲食店などのサービス業や土木・建築などの建設業の廃業・休業が多くなっています。一方、医療や福祉関係の事業所の開業が進んでいます。
- こうした状況の中、民間活力を高めていくためには、既存事業所の維持継続を支援することも重要ですが、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことも重要になっています。
- 新規創業、新分野への進出を図っていくためには、起業する業務の専門的な知識が必要とされるほか、会計・経理など経営するための実務的な知識も必要になります。
- 本市の事業所の中には、繊維関係の業態で全国的に高いシェアを占めている事業所が見受けられます。こうした実績・知見を生かして、特色ある製品を開発し、なめがたブランドの創出にチャレンジし、新たな起業に発展させていくことも必要です。

【基本方針】

- 起業・創業をめざす人を対象にしたセミナーの開催や、事業化に向けたアドバイス、必要な資金の融資等の相談窓口を開設するとともに、新たに開業するための事務所等として、市内の空き店舗や公共施設の跡施設を提供するなど、産官学金が連携して、創業・起業を支援する仕組みづくりを進めます。
- 既存事業所の強みを生かした研究開発を支援する仕組みについて検討します。また、北浦複合団地に研究開発の拠点やハイテク産業などを誘致し、それら事業所の活動を下支えする関連事業所を市内に誘導していくなど企業立地誘導策にあわせた創業・起業の支援についても取り組んでいきます。

【重点事項の概要】

① 創業支援

【施策の方向性】

市役所内に創業支援の相談窓口を設け、相談者が求める情報を的確に把握し、必要な支援が受けられる適切な機関を紹介します。

また、創業希望者に対し、商工会等と連携して創業塾を開設するとともに、商工会や市内金融機関等創業支援機関と連携を図り、起業・創業から創業後のフォローアップまでの育成支援に取り組めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
相談窓口の開設					
創業塾の開催					
創業支援機関との連携強化による育成支援					

② 既存事業者の新たなチャレンジへの支援

【施策の方向性】

市内事業者や市内に事業所を移転しようとする事業者が付加価値を高め、新しいブランドづくりにチャレンジするための研究開発や事業所の拡張などの支援に取り組みます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
研究開発など新たなチャレンジへの支援					

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
相談件数（人数）	20	10	人口減少のする中での計画なので、相談件数も減少すると思われる
創業塾参加者及びその中で創業した人数	3	1	人口減少のする中での計画なので、創業塾参加者も減少すると思われる

プロジェクト2：健康で文化的なまちプロジェクト

基本目標1：日本一「元気で包容力のある地域」をつくる

★目標：健康寿命についての分析

【重点事項5】健康・スポーツをメインにしたまちづくり

- ①施策名：総合的な健康づくり施策の取り組み
- ②施策名：地域健康づくりの担い手の育成

【重点事項6】地域の安全・安心のネットワーク体制の整備

- ①施策名：地域で支援が必要な高齢者世帯の実態把握と情報提供
- ②施策名：高齢者等相談窓口の一本化
- ③施策名：見守りネットワークの仕組みづくり

5 重点事項名：健康・スポーツをメインにしたまちづくり

主担当課	健康増進課
関係課・団体等	生涯学習課，国保年金課，介護福祉課，社会福祉課，社会福祉協議会，総務課

【現状と課題】

- 本市では、食生活やライフスタイルの変化などに伴い、生活習慣病が起因といわれる「悪性新生物（がん）」、「心疾患」、「脳血管疾患」が死因の約6割を占めています。
- 生活習慣病は、生命を奪うだけでなく、「寝たきり」や「認知症」など身体の機能や生活の質を低下させる要因にもなることがあり、運動不足の解消や食生活の改善、ストレスの抑制などの対策が急務となっています。
- こうした中、生活習慣病予防を主眼においた特定健診の受診率は、平成28年度で39.6%と、県内では比較的高い受診率になっていますが、目標の60%にはほど遠い状況となっています。
- また、特定健診受診者のうち、特定保健指導の該当者は16.6%（受診者3,456人、該当者：574人）ですが、該当者で指導を受けている市民が半数にも及びません。
- メタボの一指標であるBMIは、県内でも高い数値を示していることから、市民一人一人が健康に対する意識を変え、病気の早期発見、重症化の予防に取り組んでいく必要があります。
- 本市では、自分の健康は自分でつくるという基本的な考えのもと、平成25年3月に、健康づくりの指針となる「健康づくり計画」を策定し、市民の健康づくりと食育に取り組んできました。
- 計画策定時に、運動習慣のある市民の割合が男性35%、女性18%と低かったことから、市民の誰もが、体力や年齢、健康状態、趣味や目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるまち」を目指し、健康フェスタやメディカルフィットネス、健康教室などを実施するとともに、総合型地域スポーツクラブを立ち上げて、市民の健康意識の向上を図ってきました。

【基本方針】

- 今後は、様々な行政分野の取り組みを連携させ、健康づくりの施策を一体的に取り組んでいく必要があります。このため、世代ごとに、スポーツ、食生活などの趣味や生きがい活動、保健福祉活動、地域活動などに分類し、総合的な健康づくりプランを策定するとともに、地域健康づくりの担い手を育成するための人材育成プログラムの作成に取り組めます。
- 一方、市民の中で運動するきっかけがない、運動する意識があっても気軽に運動できる場所がない、自分で自分の健康を守るという意識がないという人たちに、アプローチをする仕組みづくりを進めます。

【重点事項の概要】

① 総合的な健康づくり施策の取り組み

【施策の方向性】

ライフステージごとに取り組む健康づくり・スポーツに関する施策を体系的に整理し、市民・事業者・地域・行政が連携して取り組むための目標と、具体的な事業展開の内容を明らかにする総合的な健康づくりプランを策定するとともに、推進するための仕組みづくりを進めます。

※ライフステージ（現健康づくり推進計画に倣う）：乳幼児期（0～6歳）、児童期（7～12歳）、思春期（13歳～19歳）、青年期（20歳～39歳）、中年期（40～64歳）、老年期（65歳以上）

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
健康づくりプランの策定・体制づくり	➡ 策定				
プランに基づく事業実施		➡ 実施			

② 地域健康づくりの担い手の育成

【施策の方向性】

保健センターや体育館、公民館等で実施した各種健康教室の修了者による健康サポーターや、健康に関する知識・技能を有する人材、健康づくりの関係団体やなめがたふれあいスポーツクラブなどに参加する市民と連携して、地域の健康づくりの担い手を育成するプログラムを作成します。そして、地域健康づくりの担い手として育成された人材が活躍する場を提供する仕組みづくりを進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
地域健康づくり人材育成プログラムの作成と活躍の場の仕組みづくり	➡ 構築				
プログラムに基づく事業実施		➡ 実施			

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
運動習慣のある市民の割合	男 38% 女 30%	男 40% 女 35%	男性は現状でも高い割合をしめているが、女性は達成が困難と思われる
地域での健康づくりの担い手数	130人	130人	食生活改善推進員協議会を中心に現状を維持できる

6 重点事項名：地域の安全・安心のネットワーク体制の整備

主担当課	介護福祉課、地域包括支援センター
関係課・団体等	行政区、社会福祉協議会、民生・児童委員 社会福祉課、総務課、生涯学習課、企画政策課

【現状と課題】

- 本市の高齢化率は、平成22年に27.5%だったものが、27年には31.5%まで増加しました。また、全世帯に占める高齢単身世帯の割合は、平成22年に6.0%であったものが、8.0%まで上昇しており、高齢者のみの世帯や日中高齢者が一人になってしまう世帯も含めると、地域での見守りが必要な高齢者が年々増えています。
- かつては、家族や地域の協力によりこうした状況にある高齢者世帯の見守りを支え合ってきましたが、社会環境の変化もあり、現在では、民生委員・児童委員などが中心になってその役割を果たしています。
- しかし、今後、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯、日中に高齢者が一人になる世帯が、ますます増加することが見込まれる中で、地域全体で見守っていく仕組みづくりが急務となっています。

【基本方針】

- 一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、日中に高齢者が一人になる世帯の実態を把握するとともに、高齢者の見守り活動に加えて、児童・生徒の通学時の安全対策、地域の安全・安心の確認、災害時の対応など、だれもが地域で安心して暮らせる地域づくりを、地域と協働して取り組んでいきます。
- 地域や関係機関が、子どもたちを地域の子として考えて、活動に取り組み、一緒に活動することを通して、子どもたちの社会性を育成していきます。
- 介護保険制度の健全な運営や、介護予防・日常生活の支援の充実に努めながら、高齢者の実態を的確に把握し、一人ひとりにあったサービスを提供していきます。
- 生涯学習やスポーツ活動を通して、高齢者の生きがいと健康づくりの充実に努めます。
- 高齢者が今まで培ってきた知見、経験、技術などを生かすことのできる高齢者雇用の促進に努めます。

【重点事項の概要】

① 地域で支援が必要な高齢者世帯の実態把握と情報提供

【施策の方向性】

地域別に、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、日中の一人暮らし高齢者世帯などの実態把握を行い、関係者への情報提供の仕組みづくりを進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
実態把握	→ 把握				
情報共有の仕組みづくり	→ 検討	→ 情報提供			

② 高齢者等相談窓口の一本化

【施策の方向性】

支援を必要とする高齢者などの不安を解消するために、地域ケアシステムの機能強化を図り、地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護施設などの関係機関と連携する相談窓口の一本化を図り、PRをしていきます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
相談窓口の展開	→ 検討	→ 窓口展開			

③ 見守りネットワークの仕組みづくり

【施策の方向性】

地域に住む人たちが、その地域に住む一人暮らし高齢者などを定期的に訪問し、見守り活動を行う仕組みづくりを進め、体制の整備を図ります。

学校、家庭、地域と連携して、青少年の事故や事件・非行を未然に防ぐため、見守り、相談体制の充実を図り、市全体で青少年健全育成の体制づくりを進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
見守りネットワークの仕組みづくり、体制の整備	→ 検討		→ 実施		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
地域の見守り活動の体制が整備された地区	—	18地区	だれもが地域で安心して暮らせる地域をつくることのできる
見守り活動への参加者	—	36名（18地区×2名）	

プロジェクト3：住みやすい地域プロジェクト

基本目標1：住みやすい環境を整備する

★目標：コミュニティ団体の設置数、行政区への加入率を90%へ上昇させる

【重点事項7】まちづくりは人づくり

- ①施策名：人材バンク制度の構築
- ②施策名：地域人材の育成

【重点事項8】新しい地域経営の仕組みづくり

- ①施策名：域課題の学習機会の提供
- ②施策名：提案型の新たな補助制度の創設
- ③施策名：新たなコミュニティ組織の設置と支援の仕組みづくり

【重点事項9】定住者の受け入れ基盤の整備

- ①施策名：行方の暮らしがわかる広報PRの展開
- ②施策名：定住支援センターの体制整備
- ③施策名：空き家バンク登録制度の活用
- ④施策名：学校跡地を活用したモデルタウンの整備と子育て世帯への住宅支援

基本目標2：市民のニーズにあった公共交通を実現する

★目標：公共交通に不満を感じている人の割合を下げる

【重点事項10】地域公共交通網の整備

- ①施策名：スクールバスの路線バス共用化と地域公共交通網の再編
- ②施策名：新規路線の試験運行、本格運行
- ③施策名：デマンド型乗合タクシー制度の見直し
- ④施策名：公共交通企業体の設立

7 重点事項名：まちづくりは人づくり

主担当課	生涯学習課（公民館、図書館、社会教育、スポーツ）、企画政策課
関係課・団体等	介護福祉課、社会福祉課、総合窓口課

【現状と課題】

- 公民館講座などの生涯学習をはじめ、スポーツ、文化、福祉、健康、子育て、介護、産業、環境、まちづくりなど、様々な分野で人材育成のための事業が行われています。
- また、団塊の世代をはじめ、これまで社会の第一線で活躍されてきた方が、退職されて地域に戻るなど、専門的な知識や技術を備えた数多くの人材が、市内で生活しています。
- こうした人材の様々な知見を、まちづくりの様々な分野に生かし、地域課題を解決する担い手として、活躍する場や機会を提供していくことが、これからの地域づくり、地域経営にとって、欠かせない状況になっています。

【基本方針】

- 地域の中で、資格取得者、自主グループ結成者、市民リーダー、実務経験者などの、地域づくり、地域経営を担う人材の実態把握を行うと同時に、行政の仕組みや、地域課題の分析などの学習の機会を提供するとともに、活躍できる場に登録する制度づくり、登録した人材が知見を発揮できる仕組みづくりなど、人材バンク制度の構築を図ります。
- 一方、多様化する地域課題に取り組むためには、次世代の市民の人材育成も重要です。このため、次世代の市民を育成する人材育成方針を策定し、小中学生に行政の仕組みや市財政の状況などの学習の機会を提供するとともに、若い世代が、これからのまちづくり、地域づくりに必要な課題の発見と取り組みの方向性などを学習する場、機会の提供などの仕組みづくりを進めます。

【重点事項の概要】

①人材バンク制度の構築

【施策の方向性】

既に、各課で実施している人材育成のプログラムを体系的に整理し、育成された地域人材の実態把握を行います。こうした人材のほか、現役を退職した実務経験豊かな市民などが登録する「人材バンク制度」を設けるとともに、「人材バンク」に登録した人材が活躍できる機会を提供する仕組みづくりを進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
既存プログラムによる人材の実態把握	→ 把握				
人材の設立と登録・運用の仕組みづくり		→ 制度づくり	→ 運用	→	→
登録人材の研修と活動分野の登録、活躍機会の提供			→ 実施	→	→

②地域人材の育成

【施策の方向性】

人材育成方針を策定し、小中学生への市政に関する仕組みや市財政の状況などを学習する機会を提供するほか、高校生をはじめ若い世代の市民等は、地域課題の発見・分析・政策立案などを学習する場や機会を提供する、「市民塾」などのような仕組みづくりを進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
地域人材の育成	 方針策定	 実施			

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
人材バンク登録者	150人	200人	地域の人材を活用することにより、生きがいつくり、地域活性化につながる
自主活動グループ	285組	290組	

8 重点事項名：新たな地域自治の仕組みづくり

主担当課	企画政策課
関係課・団体等	道路維持課、環境課、社会福祉課、生涯学習課、財政課 行政区、社会福祉協議会など

【現状と課題】

- 地域のまちづくりや福祉、防災、環境などの地域の課題に、92 の行政区が積極的に取り組んでいますが、行政区への加入率の低下、少子化と高齢化による担い手の不足など、継続的な活動が難しい状況も懸念されています。
- 一方、地域には、小中学校のPTA・子ども会活動や、公民館での活動などで、自主的に参加する多くの団体や市民がいます。地域福祉の担い手である社会福祉協議会を通じて、様々なグループが参加して、介護や子育て、障害者福祉などの課題に取り組んでいます
- 人口減少と少子高齢化が避けられない状況で、市民のニーズが多様化し、行政需要が複雑・多岐に亘る中で、これまでのように画一的な取り組みでなく、地域特性を生かしたきめ細かい取り組みが求められるようになっていきます。
- 今後の地域づくり、地域経営には、行政区をはじめ、地域に関わる様々な組織や団体が連携して、地域の特性を生かした創意工夫の取り組みを進めるとともに、地域の活動を支える行政支援の仕組みを築くことが必要になっています。

【基本方針】

- 市民と行政の役割を明確化し、行政区をはじめとした様々な主体が参画する新しい地域コミュニティ組織の設置と体制整備、地域活動を展開するための拠点の設置、これらの取り組みを支援する行政の支援制度などについて検討し、市民とともに新しい地域経営の仕組みづくりを進めます。

【重点事項の概要】

①地域課題の学習機会の提供

【施策の方向性】

地域課題の把握や、課題解決に向けた学習機会を提供するため、公民館等で地域課題や地域ニーズに即した講座などを企画・実施し、地域が主体的に地域課題の解決に取り組む基盤づくりを進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
地域課題の発見や解決のための学習活動など講座開設	→ 検討	→ 講座実施			

②提案型の新たな補助制度の創設

【施策の方向性】

新たなコミュニティ組織や市民団体などが自主的に取り組む、まちづくりの諸活動を支援する提案型の新たな補助金制度を創設する一方、既存補助金・交付金との再構築を行います。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
提案型補助制度を創設	→ 検討		→ 基本方針の展開にあわせて実施		

③新たなコミュニティ組織の設置と支援の仕組みづくり

【施策の方向性】

行政区や子ども会などの地域団体や、様々な分野で活動する NPO・ボランティア団体などが、相互に連携を図り、地域の課題に自主的に取り組むための「新たなコミュニティ組織」を設置する考え方や、組織のあり方、体制の整備、活動の内容、活動の拠点などについて検討するとともに、新たな協議組織の運営や活動に対する支援の仕組みづくりに取り組みます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
庁内の検討組織・体制の整備	→ 整備				
地域課題の現状把握と地域の取組の実態把握	→ 把握				
新しいコミュニティ組織の配置、組織・体制、活動内容、拠点などの基本方針の策定	→ 行政区等との協議		→ 基本方針に基づく展開を支援		
新しいコミュニティ組織の運営、活動を支援するための仕組みづくり	→ 制度の検討				

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
地域課題解決のための講座の開設	3	6	地域が主体的に地域課題の解決に取り組むことができるようになる
新たな補助金を活用した事業	5	10	
新たなコミュニティ組織の設置	3	13	

9 重点事項名：定住者の受け入れ基盤の整備

主担当課	企画政策課
関係課・団体等	行方市定住・移住促進庁内連絡会議

【現状と課題】

- 平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 カ年を実施期間とした「定住促進アクションプラン」を策定し取り組みを進めてきましたが、依然として人口減少とともに少子高齢化が進行しています。このまま何の対策もしなければ、市民生活の活力低下や、地域コミュニティの維持が困難になるばかりでなく、地域経済や行財政運営にも大きな影響を及ぼすことが推測されます。そのため、市の魅力度を高め、定住人口の維持・増加を図りながら、持続可能で活力あるまちづくりを進めていくことが重要な課題となっています。

【基本方針】

- 人口ビジョンにおける下位シミュレーションの人口になる可能性があることを認識しつつ、上位シミュレーションの人口を目標として、人口減少を緩和し、人口規模が維持できることを目指します。
- 移住者向けの施策に偏らず、定住者向けの施策の充実を通じて市の魅力度を高め、その魅力度を市内外に情報発信していくなど、市内・市外のバランスに配慮した施策を展開していきます。

【重点事項の概要】

①行方の暮らしがわかる広報 PR の展開

【施策の方向性】

本市の認知度向上を図ることを目的に、国、県及び関係団体と連携した相談会やセミナー、イベント等へ参加するとともに、市独自のセミナー等を首都近郊の都市を中心に開催します。

また、行方の魅力を伝えるため、シティプロモーション戦略を確立（後述「15 重点事項名：シティプロモーションによる広報戦略」）して、県内外に情報発信するとともに、本市の自然環境や生活環境を体験してもらうため、お試し居住体験施設の貸出定住体験イベントを開催します。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
相談会、セミナー等へ参加	→				
実施					
お試し居住体験事業の実施と検証	→				
検討		実施・検証			

② 定住支援センターの体制整備

【施策の方向性】

定住・移住に関するワンストップ相談窓口を確立するとともに、定住支援員を配置した定住支援センターを整備し、移住や二地域居住の相談業務を行います。

また、定住・移住に関する関係各課と連携を図り、定住・移住に関する情報を集約した対応マニュアルを作成します。

茨城県が都内に設置している「いばらき暮らしサポートセンター」や「いばらき移住・就職相談センター」とも連携を図り、相談者に寄り添ったスムーズな支援に努めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
ワンストップ窓口の検討、構築	→ 検討	→ 構築			
定住・移住マニュアルの作成、活用	→ 作成	→ 活用			

③ 空き家バンク登録制度の活用

【施策の概要】

空き家実態調査の結果を参考に、所有者の理解と協力を得て、空き家バンクへの登録を増やすとともに、バンク登録物件が定住希望者への住宅供給につながるよう、現行の成約助成金のほか、各種助成金制度の導入について検討します。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
活用物件の抽出、バンクへの登録	→ 実施				
助成金制度等の見直し	→ 検討	→ 事業実施			

④ 学校跡地を活用したモデルタウンの整備と子育て世帯への住宅支援

【施策の方向性】

本市への定住希望者に対して優良な住宅を供給するため、定住希望者の需要動向など実態把握を行うとともに、民間資金を活用した整備手法についての検討を踏まえ、学校跡地などを活用したモデルタウンの整備を目指します。

また、子育て世帯への住宅支援のあり方について具体化を図ります。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
定住希望者の需要、ニーズ、 実態の調査	→ 調査				
学校跡地を活用したモデル タウン整備方針、整備手法 の検討	→ 指針・整備手法検討		→ 事業化		
子育て世帯への住宅支援	→ 制度検討		→ 事業化		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
空き家バンク登録件数	15件	20件	空き家調査の実績から、随時 所有者へ登録を促す
空き家バンク成約件数	3棟	5棟	
モデルタウンの整備	1団	1団	旧玉造小学校への誘致
UIJ ターン世帯の増加 (子育て世帯含む)	延べ15世帯	延べ30世帯	人口減少対策につながる

10 重点事項名：地域公共交通網の整備

主担当課	企画政策課
関係課・団体等	社会福祉課、学校教育課、都市建設課、財政課等

【現状と課題】

- 平成19年に鹿島鉄道が廃線になって以降、路線バスの減便・撤退などが相次ぎ、現在運行している路線バスは3路線となり、本市の交通不便地域は、人口ベースで63%約23,000人、面積ベースで70%116km²となっています。
- 本市の公共交通の課題として、①通勤・通学・通院・買い物等に利用でき、市外の周辺拠点等への公共交通の確保、②市外から本市を訪れる人々のアクセスの確保、③市内における公共施設等へのアクセスの確保、の3つが上げられます。
- このため、平成20年から「デマンド型コミュニティバス」(乗り合いタクシー)を運行するとともに、28年度からは鹿行北浦ラインを運行し始めました。しかし、乗り合いタクシーは市民限定のため、市外からの来訪者は市内移動が困難であります。また、鹿行北浦ラインは地域限定となっており、土浦駅から玉造地域までの霞ヶ浦広域路線バスは、北浦、麻生までの乗り入れには至っていません。
- 今後、高齢者の運転免許の返上が進むなど、だれもが安心して交通移動できる手段の確保が課題となっています。

【基本方針】

- 今後、48台のスクールバスを一般の市民にも開放し、地域資源として最大限に活用することを検討していきます。
- 鉄道駅や高速バスターミナルにアクセスするために、広域バスを運行し、通勤、通学、買い物の利便性を向上することにより、市外からの観光客の誘客、定住者の増加を図っていきます。
- 市内循環型の路線網を整備し、公共施設へのアクセスや買い物等への利便性を高めるとともに、広域バス路線へのアクセスを改善して通勤・通学等の利便性を向上していきます。

【重点事項の概要】

① スクールバスの路線バス共用化と地域公共交通網の再編

【施策の方向性】

スクールバスの混乗化及び空き時間を活用した路線不定期運行のバス路線(4路線程度：各小学校エリア～なめがた地域医療センター)の運行について、関係者の理解を得て、試験運行の開始を目指します。

公共交通を利用し、石岡、土浦、鉾田、鹿嶋、潮来、東京方面への移動が可能とするため、スクールバス混乗化による実証運行の結果を調査・分析し、本格運行に向け、国からの再編路線の認定の取得に取り組みます。これらにより、地域住民と児童・生徒との交流を図るとともに、通勤、通学、通院、買い物などに活用できる路線を確保していきます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
スクールバス活用に向けた保護者、地区への説明	説明				
スクールバス活用路線の順次試験運行		試験運行			
運行実績から路線の検証、再編路線の認定、本格運行	本格運行				

② デマンド型乗合タクシー制度の見直し

【施策の方向性】

日常生活の移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図ることを目的として、デマンド型乗合タクシーのエリアを分割し、速達性を向上すること、スクールバスを活用した市営路線バスと乗合タクシーとの乗り継ぎを可能とする1日乗車券の発行を検討するなど、新たな方法を検討します。スクールバスを活用した混乗化等の再編についても、多くの財源を必要とすることから、既存のデマンド型乗合タクシー制度の見直しを図ります。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
制度の見直し	検討		本格運用にあわせて見直し		

③ 公共交通企業体の設立

【施策の方向性】

市内公共交通を長期的に安定的に運営するため、市及びバス、タクシーなどの市内交通事業者が一体となった新たな公共交通企業体を組織化することを目指します。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
公共交通企業体の組織化	検討		本格運用にあわせ移行		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
スクールバスを活用した 新規路線	2路線	4路線	児童数減少分を一般利用者が増加することで路線を維持
公共交通企業体の設立	—	設立	市内公共交通を長期的に安定的な運営を図る

プロジェクト4：みんなで育むプロジェクト

基本目標1：子育てしやすい地域にする

★目標：子育て世帯の満足度の向上、子育て世帯の社会増減の分析

【重点事項11】切れ目のない子育て相談支援体制の構築

①施策名：子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の構築

【重点事項12】多様な保育サービスの展開

①施策名：幼稚園・保育園・認定こども園の充実

②施策名：放課後児童クラブの充実

基本目標2：行方の特色を生かした教育を行う

★目標：行方市に興味・関心を持つ子どもの割合の増加

【重点事項13】特色ある学校づくりと地域コミュニティの活動の場となる学校運営

①施策名：特色ある学校づくりの推進

②施策名：地域に開かれた学校づくり

1 1 重点事項名：切れ目のない子育て相談支援体制の構築

主担当課	健康増進課
関係課・団体等	こども福祉課、社会福祉課、学校教育課、生涯学習課

【現状と課題】

- 核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、妊娠・出産・子育て・就学時の各ライフステージでの様々な悩みや不安に応え、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる住みよいまちづくりが必要となっています。
- これまで、妊娠期では、妊娠届の機会に情報提供し、相談の機会を提供するほか、助産師や保健師などの専門家や、子育て経験者による相談支援、妊婦健康診査や母親学級などでの保健指導に取り組んできました。
- 出産期では、助産師や保健師などの専門家や、子育て経験者による相談支援、出産直後の母子へのケアや育児のサポート、乳幼児健康診査や新生児訪問などによる保健指導、養育支援が必要な家庭への訪問活動などを行ってきました。
- 子育て期では、子育て中の親子の交流や相談、情報提供の場として、子育て広場を運営しているほか、家庭での養育が一時的に困難な場合に活用できる一時保育や、ファミリーサポートセンター事業などを、関係機関と連携して取り組んでいます。児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や、気になる子どもへの相談体制を確保するなど、様々な取り組みを行っています。

【基本方針】

- 今後は、こうした様々な施策に一体的に取り組み、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための子育てに関する相談や情報の提供、交流の場づくりなど、妊娠期から子育て期、就学期までの切れ目のない支援体制を築いていくため、子育て世代包括支援センター「どれみ」において、ワンストップで対応できる窓口を設置し、総合的な相談・支援体制を築いていきます。

【重点事項の概要】

① 子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の構築

【施策の方向性】

子育て支援の各機関が実施している相談などで寄せられる妊娠期・出産期の不安や子育てに関する様々な悩み、就学前の心身に関する事など、様々な情報を一元管理していきます。そして、それぞれの課題に合った対応を図ることができる実施機関に適切につなぐことにより、切れ目のない相談・支援体制を築いていきます。

また、心理発達相談など、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援の仕組みを検討します。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
実施プランの策定、プランに基づく事業の実施	→ 策定	→ 事業実施			
情報の集約、活用する仕組みの運用	→ 構築	→ 運用			
切れ目のない発達支援の仕組みづくり	→ 構築		→ 運用		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
妊婦の面談	100%	100%	市民が安心して子どもを産み、育てることができる環境が整備できる
この地域で今後も子育てをしたいと思う人の割合	90%	95%	
育てにくさを感じた時の相談先を知っている人の割合	85%	90%	

12 重点事項名：多様な保育サービスの展開

主担当課	こども福祉課、学校教育課
関係課・団体等	子ども・子育て会議、放課後児童クラブ等運営検討委員会

【現状と課題】

- 0歳から5歳までの就学前児童は、平成25年度は1,394人でしたが、平成31年度には1,078人と減少することが見込まれています。
- このうち、保育園（私立8園）は、平成26年度の保育園定員数は580人のところ利用者が578人となっている一方、幼稚園（公立3園、私立1園）は、平成26年度の定員数470人のところ利用者は291人となっています。
- また、保育園では、保護者のニーズに応じて特別保育として、一時保育を各保育園で、特定保育、休日保育及び病後児保育を一部の保育園で実施しています。
- 本市における女性の就業状況を見ると、25歳から39歳までの子育て期の年齢で、7割以上の女性が就業しています。市内の出生数は年々減少し、子どもの数が減少していくことが予測されていますが、就業等による女性の社会進出や核家族化が進行していく中で、保育を必要とする児童が増えていくことも予想されます。

【基本方針】

- 今後の出生数や、女性の社会進出等による保育の必要性等を踏まえ、市内における多様な保育サービスを充実させるとともに、公立幼稚園のあり方について、関係者等の意見を聴きながら進めていきます。
- また、保育の人材確保が社会的な課題となるなかで、保育資格のある人材の復職を支援する制度づくりを検討します。
- 放課後児童クラブについては、女性の社会進出を支援するため、今後も必要な施設を確保し、受け入れ体制を整備していきます。施設の整備にあたっては、学校の余裕教室や既存公共施設の有効活用を原則とするとともに、管理運営手法については、地域人材の活用などを検討するなど、放課後児童クラブ体制の見直しを図っていきます。
- スクールガードリーダーによる週3回の下校時の見回りや、小学校区ごとの「見守り隊」の活動、「子どもを守る110番の家」を設置し、地域の見守りによる児童の安全を図っていきます。

【重点事項の概要】

① 幼稚園・保育園・認定こども園の充実

【施策の方向性】

幼稚園・保育園の定員と利用者の状況に鑑み、公立・私立の役割を明確にしながら、公立幼稚園のあり方について検討します。

また、病後児保育の実施を広くPRし利用しやすい環境を整えます。また、障害児を受け入れている事業所に対し保育士等を加配する仕組みを検討し、障害児の処遇の向上を図ります。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
公立幼稚園の配置の適正化	→				→
	検討				実施
病児・病後児保育の充実	→			→	
	検討			実施	

② 放課後児童クラブの充実

【施策の方向性】

放課後児童クラブの利用者は年々増加傾向にあることから、保護者の就労支援に寄与するため、利用希望者全員にサービスを提供し、小学校の余裕教室や既存公共施設を積極的に活用して、受け入れ体制を整備します。また、管理運営のあり方について見直します。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
放課後児童クラブの配置のあり方、管理運営のあり方の見直し	→		→		
	検討		検討結果に基づく対応		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
病児保育 病後児保育	2か所	1か所 3か所	病児・病後児を保育することで、保護者が安心して子育てができる
保育園待機児童数	0人	0人	待機児を発生させない
放課後児童クラブ 待機児童数	0人	0人	

13 重点事項名：特色ある学校づくりと地域コミュニティの活動の場となる学校運営

主担当課	学校教育課
関係課・団体等	生涯学習課

【現状と課題】

- 本市の教育大綱では、子どもからお年寄りまでが、自然豊かで歴史ある郷土に誇りを持ち、未来を自分たちの手で築いていこうとする人づくりを目標に掲げています。そして、子ども達の健やかな成長と、地域とともにある学校づくりを目指して、市民・学校・行政がともに協力し、学校運営を行っています。
- しかしながら、国際化の進展など社会環境が大きく変化するなかで、地域の特性や各学校の特色を生かした学校づくりも必要とされ、中学生海外派遣研修、外国語指導助手の活用、タブレットパソコンを活用したICT教育などが行われていますが、今後は、さらに、学校の裁量のなかできめ細やかな学習活動が行われるような仕組みづくりが必要とされます。

【基本方針】

- 学校の運営には、通学路の安全確保や郷土教育など、学校の教職員だけでは対応できない課題もあることから、学校評議員からの意見を反映しながら、見守り隊などによる登下校の見守り活動など地域の協力を得て行っていきます。そして、今後は、さらに地域の協力により、クラブ活動の指導や図書室の運営などに取り組むとともに、学校施設を地域コミュニティの拠点としてとらえ、学校施設を地域に提供し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

【重点事項の概要】

① 特色ある学校づくりの推進

【施策の方向性】

郷土を知り、郷土愛を育む契機となるよう、中学生の海外派遣などのほか、海外の中学校と交流を結び、相互に訪問を行うことで、より多くの生徒が異国文化に触れる機会を創出します。

小学生が外国の文化や言語と交流する機会を創出するなど、国際教育事業を推進するほか、各中学校区の特性や課題に応じた小中一貫教育などを検討します。

また、特色ある学校づくりに教育委員会と協議の上、校長の方針が生かせる仕組みづくりを推進します。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
国際教育事業の推進					
小中一貫教育等の検討					

② 地域に開かれた学校づくり

【施策の方向性】

学校施設については、既に、小学校の体育館と校庭を一般に開放していますが、学校運営に支障のない範囲で、学校施設の一部を地域に開放し、地域コミュニティの活動の場となるように取り組んでいきます。

また、地域と連携した学校運営を行うため、クラブ活動や図書室の運営、放課後子ども教室などに、地域人材の活用を検討していきます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
学校施設の地域開放の推進	制度づくり		新制度による運用		
地域人材の活用	人材育成方針で検討		新制度による運用		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
中学生の海外派遣人数 海外からの受入人数	20人 12人程度	20人 20人	郷土の良さを知るきっかけとなり、郷土愛を育むことができる
小中一貫等の取組事業	4事業	7事業	特色ある学校づくり、地域との連携強化につながる
放課後子ども教室などへの地域人材の活用	講師 15人	20人	地域人材が活躍する場づくり 新たに学ぶ意欲ある人材が増える。

プロジェクト5：情報発信で日本一プロジェクト

基本目標1：全市民が情報発信源となり、情報発信日本一の市を目指す

★目標：情報発信に関わっている市民の割合

【重点事項14】エリア放送を活用した情報発信

- ①施策名：エリア放送の整備によるまちづくり
- ②施策名：エリア放送を活用した人材育成

【重点事項15】シティプロモーションによる広報戦略

- ①施策名：シティプロモーション戦略の展開

1.4 重点事項名：エリア放送を活用した情報発信

主担当課	情報政策課
関係課・団体等	全課

【現状と課題】

- 近年、全国で増加している様々な災害に対する防災・減災対策の一環として、避難情報など緊急性の高い情報を、より確実に伝達するための手段の確立が地方公共団体に求められています。
- 本市では、防災無線を活用し緊急情報の伝達を行っていますが、百里飛行場及び茨城空港が隣接することから防音性の高い住居が多いことや、大雨や強風時には防災無線による情報が十分に伝わらないとの指摘があり、自宅のテレビで災害情報等が視聴できるエリア放送の整備を進めています。

【基本方針】

- エリア放送の整備を機会に、エリア放送を通じて提供する情報番組の制作に市民が関わることで、地域人材の育成と地域の活性化に取り組むとともに、ICT 関連産業を誘致し、情報産業の集積を図り、起業の創出、雇用の場の確保につなげていく取り組みを進めます。
- 防災対策、地域コミュニティの活性化、地域の振興、雇用創出にも寄与する、エリア放送を活用した情報発信の仕組みづくりを進めます。

【重点事項の概要】

① エリア放送の整備によるまちづくり

【施策の方向性】

防災無線だけでは情報を受け取れない緊急情報を補完することを目的として、自宅のテレビで視聴できるエリア放送の整備を進めます。

また、この機能を活用して、子どもから大人までたくさんの市民の力でまちの魅力を再発見し、広報誌やホームページに加えてエリアテレビを活用して、分かりやすい情報の発信を行うとともに、起業につながる人材の育成や情報系大学との連携、ICT 関連産業の誘致を図り、「情報産業の振興で日本一のまちづくり」を進めます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
全市民が視聴できるための整備	 実施				
市民を活用した番組制作	 方針策定	 事業実施			
市民アンケートの実施、視聴状況の把握	 実施				

② エリア放送を活用した人材育成

【施策の方向性】

地域情報などを発信できる人材や、なめがたエリアテレビの放送業務を担うことができる地域メディアプロデューサーを育成するとともに、市民参加型のコンテンツの制作を進め、市民による情報発信により地域コミュニティの活性化に取り組みます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
地域情報等を発信できる人材の育成					
	実施				

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
全ての市民が視聴できるようにする	100%	100%	各種情報等を早く発信でき、市民は家庭のテレビを利用し簡単に情報を受けられる。
市民参加のコンテンツ制作と発信	150本	180本	市民参加の情報発信により郷土愛を育み地域コミュニティの活性化につながる
地域メディアプロデューサーの育成	200人	200人	地域資源や生產品等の映像コンテンツの制作を図り、情報発信と情報産業の人材育成が図れる。
市民が安全安心と感じる市民の増加（数値目標：エリア放送視聴可能エリア世帯）	100%	100%	防災無線だけでは情報を受け取れない緊急情報を補完できるため、安全安心な地域づくりや、防災意識の向上が図れる。

15 重点事項名：シティプロモーションによる広報戦略

主担当課	情報政策課
関係課・団体等	全課 全市民、全関係団体、市外にいる行方市の関係者

【現状と課題】

- 広報戦略の基本方針に基づき、「なめがた」の知名度やイメージの向上を図るため、多様な手段と媒体を活用し、市の様々な魅力を積極的に情報発信していますが、市民のニーズを十分意識した広報とは言えない面もあるため、市の情報が十分に伝わっていません。
- これからの都市経営にとって、市民や事業者など多くの方が、「住みたいまち」「訪れたいまち」「働きたいまち」にしていくことが不可欠であり、本市が目指す「笑顔で住みたいまち、行方」の実現を図るには、市内外に本市の魅力を発信していくことが、何よりも重要となっています。
- 移住・定住化の促進や交流人口の拡大、企業誘致の推進など、必要な資源（ヒト・モノ・カネ・情報など）を獲得するための取組が盛んになっている状況の中で、自分たちのまちが埋没しないように、市の魅力を広く市内外に発信し、市のイメージの向上とブランド化を目指す「シティセールスやシティプロモーション」に取り組むことが求められています。

【基本方針】

- 定住人口の増加を図るための「住みたいまち」、交流人口の増加を図るための「訪れたいまち」、持続可能な事業運営、事業所の誘致、創業支援を図るための「働きたいまち」を基本ワードに、本市に「住み、憩い、働き、学ぶ」全ての人や、県内外に住む人・事業者を対象にしたシティプロモーション戦略を展開します。

【重点事項の概要】

① シティプロモーション戦略の展開

【施策の方向性】

シティプロモーションは、ターゲットに向けた情報発信です。本市の魅力を確認し、その魅力を活用した施策展開を確立するとともに、本市の魅力を情報発信する手法について研究します。

シティプロモーションを効果的に推進していくためには、外に向けてのアピール力の強いシンボルを掲げることが効果的です。本市の公式マスコットキャラクターである「なめりーミコット」の活用方法を検討します。

各都市には、それぞれ「都市のイメージ」があります。このイメージが、その都市への「住みたい」「住んでみたい」「訪れてみたい」という誘引力になります。本市の地域資源、行政サービスの特徴などを戦略的にまとめ、本市の都市イメージを市内外に情報発信します。

シティプロモーションは、市民全員で推進することが重要です。行政と市民（通勤・通学者、過去に居住・通勤・通学していた人を含む）が、協働で取り組まなければ成就しない活動です。また、行政の一部署での取り組みでは困難であり、全庁挙げて取り組むべき課題です。幅広い市民参加を促す仕組みづくり、庁内の推進体制の構築に取り組めます。

市民の誇りと愛着心の向上を図るとともに、本市の強みや地域資源をはじめとする多様な魅力を市内外に効果的に発信することを目指した「シティプロモーション指針」を策定し、市長によるトップセールスをはじめ、「なめりーミコット」やキャッチフレーズ、ロゴマークなどの各種アートワークなどを活用したPR活動、マスメディアやインターネットを通じた積極的な情報発信など、市民も巻き込んだ「オールなめがた」の体制により、積極的かつ継続的に情報発信強化に取り組んでいきます。

取組事項	スケジュール				
	29	30	31	32	33
シティプロモーション戦略の展開	→ 策定		→ 展開		

【重点事項の目標】（5年の目標）

指標名	数値目標 (31年度)	数値目標 (33年度)	成果予測（数値目標を達成することによる成果予測）
なめがた PR サポーター（仮称なめサポ）の育成	50人	100人	本市の魅力・セールスポイントをPRする人材を育成することにより、市民の郷土に対する誇りと愛着、行政への信頼やまちづくりへの関心を高める。